

称号及び氏名	博士（人間科学）	林 貞和
学位授与の日付	2020年3月31日	
論文名	韓国における売春をめぐる女性運動史 —「労働」の視点はいかにして排除されたのか—	
論文審査委員	主査	酒井 隆史
	副査	村田 京子
	副査	東 優子

論文要旨

本研究は、売春をめぐる女性運動の歴史をたどり、時代状況の変化に伴う女性運動の変遷の分析と言説の考察を通じて、韓国で「性売買」を「女性に対する暴力」と捉え、売春従事女性を「性売買の被害者」とみなす視座がどのように構成されてきたか、その裏側で売春を「労働」と捉える視座はいかにして排除されてきたかを解明することを目的としている。そのためには、売春従事女性を「被害者」とみなす眼差しから解放するとともに、性労働者の視座から売春の歴史を描く必要がある。すなわち、本論文の主要な作業は、韓国における売春の歴史を性労働者の観点から、売春反対運動の歴史を「脱被害者」「脱犠牲者」化の観点から再構築することにある。

売春従事女性を「被害者」とみなす視座を解体＝再構築する手がかりとして、本研究では、2004年3月の「性売買特別法」の制定時に導入された「性売買被害者」という概念に着目した。この法律の制定・施行をきっかけに、売春従事女性たちは自らを「被害者」ではなく「性労働者」とあると訴え、性労働者運動を展開した。それにもかかわらず、「韓国女性団体連合」をはじめ性売買特別法の制定を主導した女性運動団体（以下、主流派）は、これまでと同様に彼女らの声を排除し、「暴力の被害者」というイメージを強固に維持している。これは売春に従事する当事者女性の経験を考慮せず、外部から「被害者」として固定的に定義するものであり、女性の主体性を主張してきたフェミニズムの観点から疑問を抱かざるを得ない。しかし売春に従事する女性を一様に「被害者」と捉える視点が歴史的にどのように構築されてきたかについて、これまで関心が向けられてきたとは言えない。したがって、売春をめぐる女性運動の歴史をたどり直し、批判的に検証を行う必要がある。

そこで本研究では、明らかに自分の意志に反して売春を強要された人々を除き、「性労働者」と主張する人々までもが「被害者」として概念化される歴史的・論理的過程と問題点を探った。その際、現在の公式用語である「性売買（女性）」という語を、法律に関する記述と女性運動の文脈以外では用いず、「売春（労働）、性労働」の語を使用する立場を取った。「売春」という語は、性的な行為や性サービスの交換を「春」という季節に喩えるものであり、それが批判的になってきた。しかし女性を「妻」と「売春婦」に分割し、「妻」を再生産労働の担い手、「売春婦」を快楽の担い手とみなすことを自明とする男性中心の性規範の歴史を浮き彫りにするには、「売春」の語を用いる方が適切だと考えるからである。

本稿は序章と結論および全4章からなる。

序章では本研究の問題意識、売春をめぐる定義の検討、研究方法、研究対象について述べた。その際、売春の従事者を女性に限定した。研究対象は、キーセン観光反対運動にはじまる、売春をめぐる運動に関わった女性運動家や団体、売春に従事する当事者とし、文献資料に基づいて考察するだけでなく、一部、インタビュー調査の成果も分析の対象とした。

第1章では、売春をめぐる先行研究を検討して問題点を抽出した。第1節では、売春をめぐる認識とそれに対応する政策を類型化し検討した。第2節では、売春に関する理論的・実証的な研究を取りあげ検討し、第3節では、売春をめぐる女性運動史に関する研究を検討した。これらを通じて、先行研究の論点が性売買に関する政策に集中していること、売春をめぐる理論的な研究は十分な蓄積がある一方、売春に従事する女性に対する実態研究や女性運動史に関する研究は不十分な状況にあることを明らかにした。

第2章では、1960年代から2012年頃までに韓国で行われた女性関連政策と、売春をめぐる女性運動の歴史を概観し、議論の重心の変遷を明らかにした。その際、国内の政治状況や国際的な潮流を視野に入れて俯瞰的に描きだした。ここでの議論が論点ごとではなく通史的な記述の形式をとるのは、売春をめぐる女性運動のなかでは、一つの論点が浮上し解決したのちに次の論点が顕在化するのではなく、複数の論点が重なり合いながら展開するケースが多いからである。第1節では、1961年制定の「淪落行為等防止法」をはじめとした60年代から80年代半ばまでの女性関連政策と、外貨の獲得のため朴正熙政権が積極的に推進したキーセン観光産業の歴史、それと連動して起こった女性運動の歴史的変遷を描きだした。第2節では80年代、特に民主化政権に移行した87年以降から2000年までの女性政策の変化と女性運動の動向を概観し、性暴力をめぐる女性運動に焦点をあて、また80年代に登場したシェルター運動の活動を取りあげた。第3節では、2000年代から2012年頃までの女性政策機構の再編と、「ヤング・フェミニズム」と呼ばれる新たな潮流に触れた後、売春が黙認された特別地域で発生した火災により多くの売春従事女性が死亡した事件を受けて彼女たちへの関心が高まり、性売買特別法が制定されるにいたる経緯を明らかにし、さらにこの法律の性格を述べた。

これらの研究を通じて、1980年代の民主化運動とともに歩んできた韓国の女性運動は、90年代に入って国内の政治的な変化に鋭敏に反応したこと、国際的な潮流を積極的に受容することで成長したことを示した。そのなかで、主流派は売春を女性の人権問題と位置づけるため、「淪落」に代えて「性売買」と売春を捉え直した。しかしこの捉え直しの過程で、売春に従事する当事者の経験は排除され、それが当事者による性労働者運動の登場につながったことを明らかにした。

第3章では性売買特別法の制定をきっかけに登場した性労働者運動に焦点をあてて検討した。第1節では同法の施行によって生活の基盤を失うことになった買春地域で働く女性たちと店舗主が起こした性労働者運動体のうち、3つの組織の結成経緯や活動内容を述べた。第2節では性労働者運動の組織結成から本格的な性労働者運動にいたる展開を概観した。第3節では性労働者の当事者や運動に関わっている女性へのインタビュー調査に基づき、当事者の考えや彼女たちを取りまく様々な状況を明らかにした。第4節ではインタビュー当時の現状をふまえた上で、性労働者運動の意義と現状を述べた。

以上より、主流派の運動に対する性労働者当事者女性による異議申し立てが、売春をめぐる議論に新たな地平を開くものだったことを示した。また、性労働者が当事者運動を展開するなかで自らが獲得した「性労働者」というアイデンティティが、売春に従事する女性の多様性を反映するものであることを提示した。

第4章では、自らを「性労働者」と主張する人々がどのような過程をへて「性売買被害者」として概念化され、法制度に導入されたかを検討した。第1節では「性売買被害者」という概念の

定着に大きな役割を果たした、いわゆる「キーセン観光」への反対運動の意義に注目して論じた。反対運動を展開していたグループが「キーセン観光」にどのような問題意識をもって取り組んでいたのか、そこで設定された問題意識が「キーセン」の女性たちをどのように表象していたのかを分析した。第2節では売春をめぐる女性運動において、売春に従事する女性たちの人権が、女性の人権問題として位置づけられる過程を検討した。第3節では性売買特別法の制定をきっかけに定着した「性売買被害者」概念の限界と、この概念に対する性労働者の女性の反応を考察した。

これにより、初期のキーセン観光反対運動は「民族主義」を前提にした家父長制的な性規範を超えないものであり、「キーセン」の女性たちを「救済」の対象あるいは「被害者」と捉えた。その後、キーセン観光はグローバルな視点から捉えられるようになり、この過程で「慰安婦」運動が登場した。しかし「帝国主義による性の侵略」という問題設定は、「新版挺身隊」とみなされた「キーセン」の女性たちを、やはり「民族主義」という枠組みのなかにある「被害者」の地位に留め置いたのである。この結果、「キーセン」は今日にいたるまで沈黙を要求されていることを明らかにした。

結論では、本研究の問いである、売春をめぐる女性運動において労働の視点はいかにして排除されたのかについて示すとともに、本稿の今後の課題を記した。本稿で解明すべき主眼は、売春に従事する女性を「被害者」とみなす眼差しが歴史的にどのように形成されてきたかという問題だった。このため、性労働者を「被害者」として概念化する眼差しがどのように再生産されているかという問いに対し、詳細に検討することはできなかった。また、そもそも性売買を強制と自発、暴力による被害か自主的な労働かという二項対立を解体＝再構築する、新たな視点を提示することもできなかった。これらの点は今後の課題として残った。さらに新たな課題として、「キーセン観光」をめぐる言説の再検討がある。「キーセン」となった女性たちにインタビュー調査を実施し、彼女たちの当事者としての視点から、観光産業に従事した「キーセン」の歴史性や彼女たちをめぐる眼差しを分析することで、売春をめぐる女性運動の歴史に新たなものをつけ加えることができると思う。

初出一覧

- 第1章 林 貞和 2017 をもとに加筆修正
- 第2章 林 貞和 2015 をもとに加筆修正
- 第3章 林 貞和 2015 をもとに加筆修正
- 第4章 書き下ろし

林 貞和、2015「韓国における性労働者運動に関する一考察；性労働者運動の当事者女性のインタビューを中心に」『女性学研究』大阪府立大学女性学研究センター論集、22.（査読有り）

林 貞和、2017「韓国における売春をめぐる論争とその争点；性売買特別法をめぐる憲法裁判を手掛かりに」『女性学研究』大阪府立大学女性学研究センター論集、24.（査読有り）

学位論文審査結果の要旨

学位論文提出者氏名 林 貞和

学位論文題目 韓国における売春をめぐる女性運動史—「労働」の視点はいかにして排除されたのか

本学位論文審査委員会は、人間社会システム科学研究科人間科学専攻の博士論文審査基準に照らして厳正な審査を行い、以下の評価と結論にいたった。

審査委員会 第1回 2020年 2月17日(月) 10時00分-11時00分
第2回 2020年 2月19日(水) 11時00分-12時00分
第3回 2020年 2月26日(水) 11時30分-12時30分

1) 研究テーマが絞り込まれている。

本論文のテーマは、売春従事女性の「被害者化」である。すなわち、女性による「性売買」を「女性に対する暴力」と捉え「性売買被害者」とみなす視座がどのように構成され、その反面で売春を「労働」と捉える視座はいかにして排除されてきたかの解明である。本論文は、韓国をフィールドとして、売春をめぐる女性運動の変遷や女性運動をめぐる言説、さらには女性従事者による言説の考察を通じて、その解明をおこなっている。研究テーマは明快に整理されており、また本論文のすべての記述がそのテーマに即している。以上から、研究テーマは十分に絞り込まれている。

2) 論文の方法論が明確である。

本論文は、複数の方法と視点を組み合わせることで構成されている。

- 1) 主流派女性運動団体やそれを越えた社会一般が、性売買をどのように「女性に対する暴力」とみなすまなざしを構成していったのか、その社会的過程を検討するという意味においては社会学的研究領域に属している。
- 2) 1) とおなじく社会学的研究領域に属しているが、それが基本的に文献研究にもとづいていたのに対し、現代の性労働者当事者がどのように運動の主体としてみずからを構成しているのかについては、(半構造化) インタビュー調査と言説分析という方法を用いている。
- 3) さまざまな文献資料にもとづき売春をめぐる女性運動史を再検討するという意味においては歴史学的なアプローチに属している。
- 4) 以上の方法はすべて、売春をジェンダー化された労働とみなすジェンダー／セクシュアリティ論的視点によって統合されている。

このように本論文のとり手続きは十分に明確であり、かつ効果的なものである。よって、その方法論は明確である。

3) 研究テーマについての先行研究調査を十分におこなっている。

売春や性労働にかんする欧米や韓国、日本における一般的研究にかんして網羅的に概観をおこなっている。また韓国の売春をめぐる国家的諸政策や女性運動、さらにそれらにおいて語られた言説にかかわる研究について、独裁政権時代から民主化以降、過去から現在にわたる韓国語文献と日本語文献を渉猟し、詳細な検討を加えている。こうした作業のなかで検討した先行業績を利用しながら、売春をめぐる言説を、道徳的なフレーム、ジェンダ

一・フレーム、自由主義のフレーム、セックスワーク・フレームに分類し、明確に整理している。このように、先行研究調査は十分におこなわれている。

4) 研究の素材となる基本文献、資料、調査データを十分に吟味している。

韓国の売春をめぐる諸政策をその法的条文や解説にいたるまで網羅的に概観し、女性運動にかかわる膨大な言説について、それをめぐる基本文献や史資料を通して注意深く批判的に検討している。さらに、4回にわたる当事者へのインタビューによってえられた調査データについて、徹底した分析と考察を加えている。したがって、研究の素材となる基本文献、資料、調査データの十分な吟味については、申し分ないものである。

5) 研究テーマについて、先行研究にはないあたらしい知見を打ち出している。

本論文は、2004年の性売買特別法の制定・施行以降に高揚した近年の性労働者当事者による運動のもたらした問題提起を受け止めることから出発して、韓国の女性運動の歴史を再構築している。近年の性労働者運動は、従来の売春をめぐる主流の女性運動が前提としてきた犠牲者としての「性売買女性」というイメージを批判し、みずからの「労働者」としての主体性・積極性・能動性をつきつけてきた。その動向に呼応して、本論文は、なぜ性労働者としての主体性の視点が排除されてきたのか、なぜ一様に「被害者化」のまなざしにさらされてきたのかという問いを主軸として、女性運動の歴史を再検討し、現在の運動まで視野にいれた長期のスパンで再構築を試みているのである。そして、このあたらしく再構成された歴史のもとで、売春における「労働」の要素の排除にひそむ、女性解放運動のなかにも存在するジェンダー／セクシュアリティにかんするヒエラルキー形成ないし差別偏見の問題を剔抉している。このように、それ自体先行研究の乏しい現代韓国における性労働者運動の動向にまで目を向け、それにともなって提起された論点や交わされた論争を整理し、「脱被害者化」という視点をういながら韓国女性運動史を再構築した点、主流の女性運動がどのように性売買をめぐる支配的社会のまなざしと共鳴してしまうのかを分析しえた点において、本論文の斬新さは疑いえない。したがって、本論文は、研究テーマについて、先行研究にはないあたらしい知見を打ち出している。

6) その知見を裏づけるための、必要にして十分な議論と実証が展開されている。

本論文は、先行研究と史資料の検討を詳細におこないながら、みずからの主張をていねいに裏づけている。また、文献資料や先行研究の十分に存在しない現代の事象にかんしては、当事者への複数にわたるインタビュー調査とその注意深い検討によって補強している。このように、本論文には、総じて精力的な読解と緻密な論証にもとづいた議論の展開が確認でき、あたらしい知見は必要かつ十分に裏づけられている。

7) 当該分野の研究領域にあらたな地平を切り開く、独創性を備えた論文である。

本論文は、韓国におけるジェンダー／セクシュアリティをめぐるポリティクスを、売春する主体に焦点化しながら「脱被害者化」という視点から新鮮にとらえ返し、さらには現代の運動の詳細な検討を通して運動史をも一新している。それがもたらした歴史像の変更と、そのなかで生成してきたあたらしい女性のセクシュアリティをめぐる主体性の記述において、本論文の独自性や斬新さはあきらかである。以上の点で、本研究は、当該分野の研究領域にあらたな地平を切り開く、独創性を備えた論文である。

以上の評価をふまえ、本学位論文審査委員会は本論文を博士（人間科学）の学位に値するものと判断する。